

7 高 健 対 第 19 号
令 和 7 年 4 月 3 日

各医療機関 管理者 様
各薬局 管理者 様

高知県健康政策部健康対策課長

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて

日頃は、本県の感染症対策にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取り扱いについて」（令和6年12月12日付け6高健対第1706号高知県健康政策部健康対策課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症患者等の公費負担医療費の今後の請求額等に関する調査について（依頼）」（令和7年2月14日付け6高健対第2102号）により、①令和7年2月10日を最終請求日とすること、②この最終期限に間に合わなかった公費支援分の請求は可能な限り2月診療分（3月10日）までに処理を行うこと、③避けがたい事由により、やむを得ず2月診療分にも間に合わない場合はその旨を県にご報告いただき、その上で令和7年3月31日までに処理を行っていただく旨のお知らせしておりました。

この度、上記の対応を最後として、本件公費支援に係る予算措置については終了となります。これに伴い、審査支払機関においては、医療機関・薬局からの令和7年4月診療分以降の請求は受け付けないこととなります。

なお、避けがたい事由により、やむを得ず2月診療分にも間に合わない旨のご報告をいただいていた医療機関等におかれましても必ず3月診療分（4月10日が請求期限）で請求を行っていただくようお願いします。

（参考）

新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について（令和7年3月31日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課発事務連絡）

高知県健康政策部健康対策課
感染症担当 杉本、今井
TEL：088-823-9677